

非常災害時の炊き出し等に関する協定書（案）

小金井市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小金井市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生時に、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難住民等への炊き出し活動における甲から乙への協力の要請等について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、大規模な災害が生じて、乙が学校給食調理業務を受託している別表に掲げる学校が、地域住民の避難所として使用され、避難住民等への炊き出し等が必要となったときは、乙に対し協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から炊き出し等の実施について、協力の依頼があった場合は、可能な限りの協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙が前条の規定により炊き出し業務を行った場合は、甲乙協議のうえ、甲は乙に実費相当額を支払うものとする。

（損害賠償）

第5条 甲の依頼に基づき行われた乙の当該業務に係る従事者への損害賠償は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用して、補償するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、甲乙における当該学校の給食調理業務の委託契約期間とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。

別表（第2条関係）

小学校	中学校
小金井市立〇〇〇〇小学校	小金井市立〇〇〇〇中学校

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和○年○月○日

甲 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号

小金井市長 ○○ ○○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○

代表取締役社長 ○○ ○○